

# 吸收合併に関する事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく開示事項)

2025 年 11 月 26 日  
東京都港区麻布台一丁目 3 番 1 号  
株式会社 S H I F T  
代表取締役社長 丹下 大

株式会社 S H I F T (以下「当社」といいます。) は、当社を吸收合併存続会社、株式会社六本木管理 10 号 (以下「六本木管理 10 号」といいます。) を吸收合併消滅会社として、2026 年 1 月 1 日を効力発生日として、吸收合併 (以下「本吸收合併」といいます。) を行うことを決定し、2025 年 11 月 5 日付で、両社の間で吸收合併契約書 (以下「本吸收合併契約」といいます。) を締結しました。

本吸收合併に関し、会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条により開示すべき事項は以下のとおりです。

なお、本吸收合併は、当社においては会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易合併となります。

## 1. 吸收合併契約の内容 (会社法 794 条第 1 項)

別紙「吸收合併契約書」のとおりです。

## 2. 会社法第 749 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定めがないことの相当性に関する事項 (会社法施行規則第 191 条第 1 号)

吸收合併存続会社である当社は、吸收合併消滅会社である六本木管理 10 号の完全親会社であることから、本吸收合併に際して、合併対価として株式又はこれに代わる金銭等の交付は行いません。

## 3. 会社法第 749 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項 (会社法施行規則第 191 条第 2 号)

該当事項はありません。

## 4. 吸收合併消滅会社 (六本木管理 10 号) についての次に掲げる事項 (会社法施行規則第 191 条第 3 号)

イ. 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙のとおりです。

ロ. 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

ハ. 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

## 5. 吸收合併存続会社についての次に掲げる事項

イ. 吸收合併存続会社において最終事業年度の末日 (最終事業年度がない場合にあっては、吸收合併存続会社の成立の日) 後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容 (吸收合併契約等備置開始日後吸收分割の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)

金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム (EDINET) により閲覧可能な有価証券報告書に記載の「重要な後発事象」に記載の通り

でございます。

- ロ. 吸収合併存続会社において最終事業年度がないときは、吸収合併存続会社の成立の日に  
おける貸借対照表

当社は最終事業年度があるので、これに該当しません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務（会社法第799条第1項の規定により吸収分割について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

当社および吸収合併存続会社のそれぞれの資産および負債について、本吸収合併の効力発生日以後における両社の債務の履行に支障を及ぼす事情の発生及びその可能性は現在のところ認識されておらず、当該効力発生日以後においても両社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれており、両社が負担すべき債務については履行見込みに問題ないものと判断しております。

7. 前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項  
変更がありましたら、直ちに開示いたします。

以上



## 吸收合併契約書

株式会社S H I F T（以下「甲」という。）及び株式会社六本木管理10号（以下「乙」という。）は、次のとおり合併契約を締結する。

### 第1条（存続会社と解散会社）

甲及び乙は、甲を吸收合併存続会社、乙を吸收合併消滅会社として、吸收合併（以下「本件合併」という。）を行い、甲は存続し、乙は権利義務の全部を甲に承継させて解散する。本件合併の当事者の商号及び住所は以下のとおりである。

甲：吸收合併存続会社

商号：株式会社S H I F T

住所：東京都港区麻布台一丁目3番1号

乙：吸收合併消滅会社

商号：株式会社六本木管理10号

住所：東京都港区六本木三丁目2番1号

### 第2条（合併対価の交付及び割当て）

甲は、本件合併に際して、乙の株主に対して一切の対価を交付しないものとする。

### 第3条（甲の資本金及び準備金）

本件合併により、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

### 第4条（契約当事者の義務）

各契約当事者は、本件合併が効力を発生する日（以下「効力発生日」という。）の前日までに、それぞれ本契約の承認及び本件合併に必要な事項に関する機関決定を行うことを要する。

### 第5条（効力発生日）

効力発生日は2026年1月1日とする。ただし、本件合併の効力発生は、本件合併に必要な手続を行うことができないとき又は各契約当事者が必要と認めたときは、各契約当事者間で協議の上、これを変更することができる。

### 第6条（権利義務全部の承継）

甲は、効力発生日において、乙の資産及び負債その他の権利義務一切を承継する。

### 第7条（善管注意義務）

各契約当事者は、本契約の締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもつて業務の運営及び財産の管理を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ契約当事者間で協議の上、これを行うものとする。

### 第8条（従業員）

甲は、効力発生日現在の乙の従業員を、甲の従業員として引き継ぐものとし、従業員に関する取扱いについては、契約当事者間で別途定めたとおりとする。

### 第9条（合併条件の変更等）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事情により、契約当事者の財産または経営状態に重要な変動を生じたとき、もしくは、隠れたる重大な

瑕疵が発見された場合には、契約当事者間でそれぞれ協議の上、合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条 (規定外条項)

本契約に定める事項のほか、本件合併に関して協議すべき事項が生じた場合は、契約当事者間で協議の上、これを決定する。

上記契約の成立を証するため、本契約書1通を作成し、甲が保有し、乙は原本の写し1通を保有するものとするか、又は、本契約書の電磁的記録を作成し、甲乙が合意の後、電子署名を施して、各自その電磁的記録を保管する。

2025年11月5日

<甲>

東京都港区麻布台一丁目3番1号

株式会社S H I F T

代表取締役社長 丹下 大



<乙>

東京都港区六本木三丁目2番1号

株式会社六本木管理10号

代表取締役 磯本 昇汰





## 貸 借 対 照 表

( 1 ページ目 )

企業名 株式会社六本木管理 10号

2025 年 07 月 31 日 現在

<資産の部>		<負債の部>	
科 目	金 額	科 目	金 額
単位	円	単位	円
<b>【流動資産】</b>		<b>【流動負債】</b>	
現金及び預金	1,713,416	未払費用	188,708
その他の資産で1年内に 01		通常の取引に関連して発 02	
短期貸付金 ( 純額 )	9,642,584	未払金	11,000
短期貸付金	9,642,584	未払法人税等	165,000
未収還付法人税等	86	預り金	695
流動資産	11,356,086	流動負債	365,403
			365,403
		<b>&lt; 負債 &gt;</b>	
		<b>&lt; 純資産の部 &gt;</b>	
<b>【株主資本】</b>			
資本金		資本金	6,000,000
資本剰余金		資本剰余金	6,000,000
資本準備金		資本準備金	6,000,000
資本剰余金		資本剰余金	6,000,000
利益剰余金		利益剰余金	
その他利益剰余金		その他利益剰余金	1,009,317
繰越利益剰余金		繰越利益剰余金	1,009,317
その他利益剰余金		その他利益剰余金	1,009,317
利益剰余金		利益剰余金	1,009,317
株主資本		株主資本	10,990,683
			10,990,683
		<b>&lt; 純資産 &gt;</b>	
<b>&lt; 資産 &gt;</b>	11,356,086	<b>&lt; 負債純資産 &gt;</b>	11,356,086

【凡例】この表示はシステムで付与しました。お客様から送付された情報には含まれていません。  
：科目名見切れ（別表「補足情報」参照）

# 損益計算書

( 1 ページ目 )

企業名 株式会社六本木管理 10 号

自 2024 年 08 月 14 日 から  
至 2025 年 07 月 31 日 まで

科 目	金額
単位	円
【販売費及び一般管理費】	
通信費	200
消耗品費	4,905
租税公課	298,861
法定福利費	50,736
外注費	170,430
支払手数料	118,352
給料手当	126,292
事務取扱費	110,000
【営業利益又は営業損失( )】	879,776
【営業外収益】	
受取利息	35,494
営業外収益	35,494
【営業外費用】	
支払利息	35
営業外費用	35
【経常利益又は経常損失( )】	844,317
【税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )】	844,317
【法人税等】	165,000
法人税等	165,000
【当期純利益又は当期純損失( )】	1,009,317

【凡例】この表示はシステムで付与しました。お客様から送付された情報には含まれていません。  
: 科目名見切れ(別表「補足情報」参照)

# 株主資本等変動計算書

企業名 株式会社六本木管理 10号

自 2024 年 08 月 14 日 から  
至 2025 年 07 月 31 日 まで

单位：円

## 補足情報

財務諸表種別	番号	出力情報
貸	01	その他の資産で1年内に現金化できると認められるもの
貸	02	通常の取引に関連して発生する未払金又は預り金で一般の取引慣行として発生後短期間に支払われるもの

### 【凡例】

財務諸表種別 : [ 共 ] 各財務諸表共通 [ 貸 ] 貸借対照表 [ 損 ] 損益計算書 [ 製 ] 製造原価報告書  
[ 処 ] 損益金処分計算書 [ 株 ] 株主資本等変動計算書 [ 社 ] 社員資本等変動計算書  
番号 : 財務諸表内の見切れ箇所に印字されている印付き番号に対応します。  
出力情報 : 財務諸表で表示し切れない科目名等を出力します。